

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成27年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の177.5」を「100分の172.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の任期付職員の採用および

給与の特例に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。